霧島市道路占用料徴収条例の一部改正について

霧島市道路占用料徴収条例の一部を次のように改正する。

平成31年2月18日提出霧島市長中重真一

霧島市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

霧島市道路占用料徴収条例(平成17年霧島市条例第264号)の一部を次のように改正する。

別表中表の部分を次のように改める。

別表(第2条関係)

占用物件		単位	占用料 (円)	備考
法第32条第	第1種電柱	1本につき1年	650	占用物件たる
1項第1号	第2種電柱		1,000	電柱、電話柱
に掲げる工	第3種電柱		1, 400	を支えている
作物	第1種電話柱		580	支線又は支柱
	第2種電話柱		930	
	第3種電話柱		1, 300	徴収しない。
	その他の柱類		58	
	共架電線その他上空に設け	長さ1メートル	6	
	る線類	につき1年		
	地下に設ける電線その他の		4	
	線類			
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	570	

l	[
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方	350	
		メートルにつき		
		1年		
	変圧塔その他これに類する	1個につき1年	1, 200	
	もの及び公衆電話所			
	郵便差出箱及び信書便差出		490	
	箱			
	広告塔	表示面積1平方	900	
		メートルにつき		
		1年		
	家屋その他これに類する工	占用面積1平方	580	
	作物	メートルにつき		
	その他のもの	1年	1, 200	
法第32条第	外径が0.07メートル未満の	長さ1メートル	25	排水管、各戸
1 項第 2 号	₺ の	につき1年		引込管及びか
に掲げる物	外径が0.07メートル以上		35	んがい施設の
件	0.1メートル未満のもの			占用料は徴収
	外径が0.1メートル以上		53	しない。
	0.15メートル未満のもの			
	外径が0.15メートル以上		70	
	0.2メートル未満のもの			
	外径が0.2メートル以上0.3		110	
	メートル未満のもの			
	外径が0.3メートル以上0.4		140	
	メートル未満のもの			
	外径が0.4メートル以上0.7		250	
	メートル未満のもの			
	外径が0.7メートル以上1		350	
	メートル未満のもの			
	外径が1メートル以上のも		700	
	0			
法第32条第	- 1 項第 3 号及び第 4 号に掲	占用面積1平方	1, 200	
げる施設		メートルにつき		
		1年		
		1		

	1	,	1		
法第32条	地下街及び	階数が1のも		Aに0.005	Aは、近傍類
第1項第	地下室	0		を乗じて	似の土地の時
5号に掲				得た額	価を表す。
げる施設		階数が2のも		Aに0.008	
		の		を乗じて	
				得た額	
		階数が3以上		A 1 C 0. 01	
		のもの		を乗じて	
				得た額	
	通路	上空に設ける		450	
		もの			
		地下に設ける		270	
		もの			
		その他のもの		350	
	その他のもの)		1, 200	マンホール、
					暗きょ等
法第32条	祭礼、縁日その他の催しに際		占用面積1平方	9	
第1項第	し、一時的に設けるもの		メートルにつき		
6号に掲			1 日		
げる施設	その他のもの		占用面積1平方	90	
			メートルにつき		
			1月		
道路法施	看板(アーチ	一時的に設け	表示面積1平方	90	
行令(昭和	であるもの	るもの	メートルにつき		
27年政令	を除く。)		1月		
第479号。		その他のもの	表示面積1平方	900	
以下「政			メートルにつき		
令」とい			1年		
う。) 第7	標識		1本につき1年	930	
条第1号	旗ざお	祭礼、縁日その	1本につき1日	9	
に掲げる		他の催しに際			
物件		し、一時的に設			
		けるもの			
		その他のもの	1本につき1月	90	
					•

	幕(政令第7	祭礼、縁日その	その面積1平方	9	
	条第4号に	他の催しに際	メートルにつき		
	掲げる工事	し、一時的に設	1 日		
	用施設であ	けるもの			
	るものを除	その他のもの	その面積1平方	90	
	⟨。)		メートルにつき		
			1月		
	アーチ	車道を横断す	1 基につき 1 月	900	
		るもの			
		その他のもの		450	
政令第7条	第2号に掲げ	る工作物	占用面積1平方	1, 200	
			メートルにつき		
政令第7条	第3号に掲げ	る施設	1年	Aに0.034	Aは、近傍類
				を乗じて	似の土地の時
				得た額	価を表す。
政令第7条	第4号に掲け	る工事用施設	占用面積1平方	90	
及び同条第	55号に掲げる	工事用材料	メートルに		
政令第7条	第6号に掲げ	る仮設建築物	つき1月	120	
及び同条第	57号に掲げる	施設			
政令第7	トンネルの上	:又は高架の道	占用面積1平方	Aに0.019	Aは、近傍類
条第8号	路の路面下(当該路面下の地	メートルにつき	を乗じて	似の土地の時
に掲げる	下を除く。)に設けるもの		1年	得た額	価を表す。
施設	上空に設ける	もの		A に0. 024	
				を乗じて	
				得た額	
	地下(トンネ	階数が1のも		Aに0.005	
	ルの上の地下	<i>O</i>		を乗じて	
	を除く。)に			得た額	
	設けるもの	階数が2のも		A 120.008	
		0		を乗じて	
				得た額	
		階数が3以上		A (C0. 01	
	I	1 -		ナエルー	
		のもの		を乗じて	
		のもの		そ来して得た額	

	その他のもの
政令第7	建築物
条第9号	
に掲げる	
施設	その他のもの
政令第7	建築物
条第10号	
に掲げる	
施設及び	その他のもの
自動車駐	
車場	
政令第7	トンネルの上又は高架の道
条第11号	路の路面下に設けるもの
に掲げる	
応急仮設	上空に設けるもの
建築物	
	その他のもの
政令第7 <i>条</i> 	≒第12号に掲げる器具
政令第7	トンネルの上又は高速自動
条第13号	車国道若しくは自動車専用
に掲げる	道路(高架のものに限る。)
施設	の路面下に設けるもの
	上空に設けるもの

Aに0.034
を乗じて
得た額
A 120.019
を乗じて
得た額
Aに0.014
を乗じて
得た額
A に0. 024
を乗じて
得た額
A 10.014
を乗じて
得た額
Aに0.019
を乗じて
得た額
A 170.024
を乗じて
得た額
Aに0.034
を乗じて
得た額
Aに0.034
を乗じて
得た額
Aに0.019
を乗じて
得た額
Aに0.024
11(00.021
を乗じて

	その他のもの		A に0. 034	
			を乗じて	
			得た額	
その他のもの		占用物件の種類	ごとに市	
		長が別に定める額		

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の霧島市道路占用料徴収条例別表の規定は、この条例の施行の 日(以下「施行日」という。)以後の占用の期間に係る占用料について適用し、施行日 前の占用の期間に係る占用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

道路法施行令の一部を改正する政令(平成29年政令第2号)の施行により国の道路占用料が改定されたことを踏まえ、本市の道路占用料の額を改定するため、本条例の所要の改正をしようとするものである。